



暮らし・環境

水道メーターの取替作業を行っています

上下水道部では、計量法に基づき検定の期限（8年）を迎える水道メーターを無料で取り替えています。

対象 メーター番号が「08」で始まるメーター

※メーター番号は「水道使用量のお知らせ」に記載しています。（左図参照）

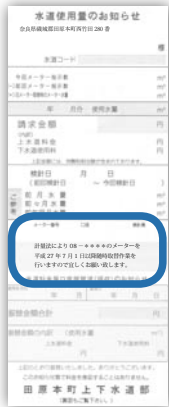
この値が「08」のメーターが交換の対象です

08-0001 013mm

計量法により08-****のメーターを平成27年7月1日以降随時取替作業を行いますので宜しくお願い致します。

水道料金等口座振替済(領収)のお知らせ

水道使用量のお知らせ



特に7月7日（七夕、クールアースデー）には、午後8時から10時までの2時間程度、一斉にライトダウンする

環境省では、2003年から地球温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼びかける「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を7月7日(火)まで実施しています。

ライトダウン2015

問 上下水道部業務課 ☎ 32・2516

清掃工場からのお知らせ

7月20日(月)「海の日」はもえるごみの特別収集を行います

もえるごみの収集日が月・木曜日の自治会は、午前8時30分までに所定の集積場へごみを出してください。

ごみを清掃工場へ持ち込めます

時間 午後1時～4時

費用 10kgにつき50円（家庭ごみ）

※10kg未満は10kgとみなします。
※持ち込みの場合、袋の指定はありません。

※指定ごみ袋を使用している場合や、分別された資源ごみの持ち込みは無料です。

問 清掃工場（環境管理課）
☎ 33-5003

ことを呼びかけています。

詳しくは、ライトダウンキャンペーンホームページをご覧ください。

URL <http://funtoshare.env.go.jp/coolearthday/>

問 総務課安全防災係 ☎ 34・2059

健康・福祉

医療費受給資格証を

7月中旬に送付します

現在、ご利用の医療費受給資格証の有効期限は、7月31日までです。

新しい資格証を対象となる人に7月中旬に送付します。有効期限を過ぎた資格証は8月1日以降、住民保険課の窓口へ返却いただくか、ハサミを入れるなどして本人で確実に処分してください。



7月の納付（普通徴収分）

納期限 **7月31日**（金）

種類

- 固定資産税（第2期分）
- 国民健康保険税（全期前納分または第1期分）
- 介護保険料（全期前納分または第1期分）
- 後期高齢者医療保険料（全期前納分または第1期分）

※更正などによりさかのぼって賦課された税及び保険料の上記納期限分（随期分も平成27年度から口座振替が可能になりました）

安全で便利な

口座振替（自動払込）制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。

利用手続きは、納期限の1カ月前までにしてください。

※口座振替（自動払込）制度による納付の場合、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については「継続検査用証明書」を送付します。

問 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

さい。

8月更新の医療費受給資格証

- 心身障害者医療費受給資格証
- ひとり親家庭等医療費受給資格証

※乳幼児医療費受給資格証（就学前までのお子さんが対象）は年度更新がないため、就学前までお使いいただけます。

母子・父子家庭などの医療費を助成しています

ひとり親家庭等医療費受給資格証を母子・父子に交付します。

交付対象者

- 18歳の誕生日を迎えて最初の3月31日までの子ども
- その子どもを扶養する父または母

※祖父や祖母が、父母のいない孫を扶養する場合なども対象となります。

※小・中学生は、入院のみ医療費助成を行っています。詳細については、

広報6月号をご覧ください。

問 住民保険課福祉医療係

☎ 34・2096



早急に児童手当現況届の提出を

現在、児童手当を受給している人は6月中に「現況届」を提出していただいています。未提出の人は、6月以降の手当を受けるためにも早急に提出してください。

また「現況届」を提出されていても、受給者の健康保険証の写しなどの必要書類の提出がまだの人は、早急に提出してください。手続きがない場合、10月の支給が遅れる場合がありますので

ご注意ください。

問 健康福祉課子育て支援係

☎ 34・2098

私立幼稚園就園奨励費補助

保護者の経済的負担を軽減するとともに、公立・私立幼稚園間における保護者負担の格差是正を図ることを目的として、私立幼稚園の保育料などについて補助金の給付を行います。

対象 町内に在住し、私立幼稚園に園児を就園させている世帯

※一部所得制限があります。

申込 お子さんが就園している幼稚園へ所定の申請書を提出してください。

※詳細については、町ホームページをご覧ください。

問 お子さんが就園している私立幼稚園または教育総務課 ☎ 34・2074